

令和5年度第2回流山市入札監視委員会 会議録

1 日 時

令和6年1月26日（金）午後2時

2 場 所

流山市役所第2庁舎3階 302会議室

3 出席委員

村岡 豪 委員長
帖佐 直美 委員
大谷 基道 委員

4 出席事務局

総務部	中野総務部長
財産活用課	高野財産活用課長、村上課長補佐、 安藤主事、栗原主事
上下水道局	本田次長
経營業務課	酒巻経營業務課長、杉岡経営係長、友松主任主事

5 工事担当課

消防総務課	石山課長補佐、植田係長、武田副主査
学校施設課	横山課長補佐
下水道建設課	野上建設係長、小林主任技師

6 審議事項

- (1) 抽出議案の審議について
- (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告
- (3) 次回審議事案の抽出について
- (4) その他

7 審議状況

開 会 午後 2 時

閉 会 午後 3 時 2 0 分

財産活用課長補佐から入札監視委員会の審議対象の説明があり、委員会の次第に沿って会議が開催された。

審議事項

(1) 抽出議案の審議について

① 流山市消防本部・中央消防署庁舎建設工事

【一般競争入札・市長部局】

[事務局入札概要説明]

[担当課工事概要説明]

帖佐委員

共同企業体方式の採用は市内業者が参入できる配慮かと思うが、共同企業体の構成員を2者としているのはなぜか。

高野課長

流山市特定建設工事共同企業体採用基準に基づき、企業体の構成員は2者を原則とし、最大3者までとしているため、構成員を2者とした。

帖佐委員

今回の工事は構成員が2者で十分といえる工事なのか。3者でなくて問題ないか。

高野課長

予定価格が約60億円規模の大規模工事であれば構成員を3者とすることも考えられるが、当該工事において共同企業体方式を採用した理由は、分離された専門工事を市内業者に発注し、施工能力の増大を目的としたものであるため、構成員を3者にする必要はないと考える。

帖佐委員

入札結果閲覧簿を見ると、入札業者のうち1者が入札前辞退しているのはなぜか。

高野課長

辞退をした企業体の辞退届には、当工事へ申請した配置予定技術者を、急遽他の工事に配置せざるを得なくなったため、辞退をするという理由が記載されている。

大谷委員

入札結果閲覧簿を見ると、落札者の応札率が100%であるが、どういうことか。

高野課長

当該案件は、一度入札に付して取り止めとなった案件の設計金額を見直し、再度入札を行ったものである。1度目の入札は税抜きの予定価格が2,585,000,000円であり、入札参加業者が3者あったが、入札に参加をした全ての業者が、金額が合わないという理由での辞退という結果だった。これにより、設計見直しなどを行い、再発注したものが当該案件である。流山市は予定価格を事前公表していることもあり、その結果として100%の応札率だった。

大谷委員

予定価格を事前に公表するという事は、応札する業者は予定価格に近い額で入札金額を決めることができる。落札者は、他者が応札する可能性はないと考え、予定価格の100%の金額を入札金額としたと考えられないか。

高野課長

一概にそうとは言えない。例えば、実際は予定価格を超えた額で見積もりを計算していたが、その金額で入札してしまうと無効になってしまうので、予定価格と同額を入札金額とした可能性も考えられる。

大谷委員

予定価格の事前公表は全ての入札案件で行っているのか。

高野課長

工事について、130万円以上の入札案件のものは全て行っている。

大谷委員

近隣市も予定価格を事前公表としているのか。

高野課長

近隣市の12市のうち7市は予定価格の事前公表を行っている。国からは、著しくダンピングが続く場合や、明らかに不穏なものが多くある場合など、弊害が

生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応に努めること、と通知されている。

村岡委員長

当該案件の消防庁舎が完成したのち、現在の消防署庁舎はどうする方針なのか。

植田係長

解体する予定である。

② 西原第3汚水枝線工事（T5-302）

【一般競争入札・上下水道局】

[事務局入札概要説明]

[担当課工事概要説明]

大谷委員

入札の公告内に「申請日において本工事場所から最近部 100メートル以内で行われている流山市発注の土木一式工事を施工していない者であること。」とあるが、入札参加への制限について、最近部 100メートル以内で工事を受注できない理由はなぜか。

酒巻課長

工事場所に近い業者が応札する場合、既存の工事と共に施工できることから、他の業者より設計上有利な金額で入札が可能となるためである。令和6年2月以降の公告を行う工事については、当該要件を廃止し、発注を行う予定である。

高野課長

特に市内発注の建築一式工事では近接工事の要件を定めることにより、入札の不調・取り止めが増加しており、入札参加率が年々減少している。近隣市も見直しをしているところが多いことから、制限を解除する予定である。

帖佐委員

当該案件も参加者が1者のみと少ないが、その理由はわかっているか。

野上係長

それについては不明である。金額が合わない可能性もあれば、技術者が不足している可能性もある。

村岡委員長

配布資料の発注工事一覧表に、西原第3汚水枝線工事(T5-304)という、似ている名前の工事があるが、まとめて発注はできなかったのか。

野上係長

工事場所が近くではあるが、工事内容が別物である。

村岡委員長

総合評価の審査内容は長年変わっていないのか。

友松主任主事

令和4年度に変更している。審査表の、【企業の施工能力】の千葉県発注工事1点、【地理的条件・貢献】の高齢者従業員雇用1点、【その他】のCCUSの登録1点に変更により増えた。また、【地理的条件・貢献】の営業拠点有無について2点を1点に、災害協定等の過去2年間に災害対応等出勤実績ありについて3点を1点に減らしたため、合計点の増減はしていない。

③ 流山市立おおたかの森小・中学校屋内運動場空調設備設置工事

【随意契約・市長部局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

帖佐委員

おおたかの森小・中学校は新しい学校で、建設時から空気の循環を意識した建物であるということを聞いていたが、空調設備を設置するのか。

中野部長

校舎の増築など新しい建物が多く建築されたことから、施設内に自然の風が吹き抜けるという構造が変わってしまったため、教室も特別室もすでに空調設備を設置している。

村岡委員長

現在建設中である市野谷小学校は最初から空調設備を入れているのか。

横山課長補佐

そのとおりである。

大谷委員

見積もり業者の数は何者か。

横山課長補佐

8者から見積もりを徴取した。

大谷委員

業者の決定理由は価格か。

横山課長補佐

そのとおりである。

高野課長

当該案件について受注業者は松戸市の業者であるが、市内全ての小中学校について一斉に空調設備設置工事を発注したため、市内だけではなく松戸の事業者にも依頼していた。ほとんどの学校は市内の業者が受注している。

④ 西原第3汚水枝線工事（T4-302）に伴う付帯工事

【随意契約・上下水道局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

帖佐委員

随意契約ができる根拠としては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号か。

酒巻課長

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号である。

大谷委員

随意契約理由を見ると、当初工事における設計誤りであるように感じるがどうなのか。

野上係長

当初の設計誤りではなく、施工を始めてから図面に記載のない埋設管があることがわかったものである。

(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

① 市長部局発注（財産活用課から報告）

[事務局説明（市長部局）]

② 上下水道局発注（経營業務課から報告）

[事務局説明（上下水道局）]

大谷委員

第7-1舗装復旧工事（ER4-711）の入札結果閲覧簿にて、1者無効とあるのはなぜか。

友松主任主事

内訳書と入札書の記載内容に相違があったためである。

(3) 次回審議事案の抽出について

村岡委員長

次回の委員会の審議案件として、市長部局発注工事は、一般競争入札については、「流山市立南流山第二小学校改修工事（電子黒板設置工事）」、随意契約については、「市野谷小学校マンホールトイレほか設置工事」、上下水道局発注工事は、一般競争入札については、「古間木配水管改良工事（R5-2工区）」、随意契約については、「江戸川台浄水場2号・4号配水ポンプ修繕」とすることよろしいか。

[全員了承]

(4) その他

村岡委員長

次回の入札監視委員会は令和6年10月4日（金）の午後2時からとしたいがよろしいか。

[全員了承]

特に質問がなければ、以上で委員会を終了する。